

広島県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年九月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道浜田八重可部線	山県郡北広島町川井字唐ヶ迫八二三番一地从先から山県郡北広島町川井字大番九〇七番四地先まで	平成二十六年八月一八日